

○蓮舫君 立憲民主党・民友会の蓮舫です。

国家戦略特区担当の梶山大臣にお伺いします。

昨日提出された愛媛文書、今日の委員会までに読んでいただきたいとお願いをしましたが、読まれましたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 今朝、読ませていただきました。そして、委員からの御要望もありますように、できる限りにおいての聞き取りもしてまいったところであります。

○蓮舫君 まず大前提として、国家戦略特区、その選定過程は公正中立が求められる、透明性が求められる、この認識は共有していただけますね。

○国務大臣（梶山弘志君） そのとおりでございます。

○蓮舫君 では、その認識の上でこの愛媛文書を読んで、率直にどう思われましたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 当事者、該当者に今確認をしているところであります。少し我々の考えと違うところもあるということであり、認識と違うところもあるということでもあります。

○蓮舫君 いや、この愛媛文書を読まれた大臣の率直な感想を伺っています。

○国務大臣（梶山弘志君） これは事実関係を確認をした上でないと、私から申し上げることはできません。と思っております。

○蓮舫君 資料も付けさせていただきました、十

七ページの部分。一番肝だと思っております。衝撃的な内容なんですよね。安倍総理が会っていないという加計理事長と総理が実は二〇一五年の二月二十五日に十五分程度お会いをして、そこで獣医学部について説明を受けていた。それに対して総理は、そういう新しい獣医学の考えはいいねとコメントをしている。総理が今朝、会っていないとこの文書自体を否定したそうなんです。もし会っていた場合、もしコメントをしていた場合、もし獣医学部について加計理事長から説明を受けていた場合、これまでの国会答弁が全てひっくり返る、その認識は共有できますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 今朝、閣議前後で総理が記者会見したとおりであります。

○蓮舫君 その意味で、読んでいただいて、該当する方にヒアリングをされたとおっしゃいました。どなたに聞いていますか。

○国務大臣（梶山弘志君） できる限り、この文書に出る柳瀬さん、そして藤原さんについてはやり取りをしたということでもあります。

○蓮舫君 柳瀬元総理秘書官とどんなやり取りをされましたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 私自身ではなくて事務方においてやり取りをしたということでありまして、この文書に基づいて、今までの経緯等、また発言等についてのやり取りをさせていただきます

した。

○蓮舫君 そのやり取り、ヒアリング、柳瀬さんに聞いた結果はいかがでしょう。

○国務大臣（梶山弘志君） 先日の参考人質疑で自分では言ったとおりで思っているということでもあります。

○蓮舫君 つまり、この愛媛文書に書かれている柳瀬さんという記述があるものはこの間の参考人質疑で本人が違っていると答弁したとおりで、文書が間違っているという認識ですね。

○国務大臣（梶山弘志君） 認識が違うということでありまして、柳瀬さんは、この文書を読んだ上で、自分が考えているのはこの前の参考人質疑でお答えをしたとおりでということ。

○蓮舫君 五月十日の国会質疑、私、質問しました。柳瀬さんに参考人質疑をしたところ、柳瀬さんは、加計学園に、国家戦略特区を活用するなら内閣府の特区担当事務局と話をする必要があると。言ったが、もうそれは既にお会いをしていることでしたという答弁をした。つまり、四月二日、藤原さんと加計学園の面会をした記述、これは、私は柳瀬さんが紹介したんじゃないですかと聞いた。そうじゃない、自分は仲介していないと答弁をしました。ところが、この愛媛文書を見ると、柳瀬さんが紹介をしたという記述が複数箇所出てきています。この点もヒアリングしましたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 紹介はしていないというのであります。

○蓮舫君 資料二枚目、二十ページという文書、愛媛文書を付けています。これを見ると、明らかに、柳瀬首相秘書官から、藤原次長に相談されたし、これ以外にも藤原さんを柳瀬さんが紹介したと読み取れる記述が幾つもあるんですが、つまり、じゃ、ヒアリングをした梶山担当大臣としては、この愛媛文書の方が間違っているという認識ですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 認識の違いがあるということだと思っております。

○蓮舫君 その認識の違いはどちらが正しいと考えていますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 私はその場の当事者ではありませんので、今、聞き取りをしたところ、そういう認識が違うということでありますので、双方の考え方が違うということであります。そのものであります。

○蓮舫君 藤原国家戦略特区当時担当だった次長へのヒアリングは何を聞かれましたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 四月の上旬の、日付は確定できませんけれども、内閣府に来て、その後総理官邸ですね、官邸に行ったときの紹介をしたのかということも聞いたわけでありまして、していないということでもあります。

○蓮舫君 四月二日の、大臣、今言っておられることちょっとよく分からないんですが、もう一回。

○国務大臣（梶山弘志君） 日付は限定はできませんけれども、四月上旬に自治体が来たということで藤原さんは認識をしている。その後、官邸に行くのに紹介をしたかしないかという話について再度確認をしたところ、していないということでありました。

○蓮舫君 これ、四月二日です。四月二日の午前中に、藤原次長は内閣府で加計学園、今治市、愛媛県とお会いをしています。その午後に首相官邸で柳瀬当時総理秘書官とそのメンバーが全部お会いしているときに、藤原さんは総理官邸を紹介していない。ということは、それは誰が紹介したんでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） 私は分かりかねます。

○蓮舫君 ここが大事なんです。これが柳瀬総理秘書官が紹介していたとすれば、まさに首相案件なんです。担当者の藤原次長が外されて、首相官邸で勝手に総理と加計理事長がお会いをした二月二十五日を前提に、そこから、十年間、十五回、拒否され続けていた特区への認定が一気に進んでいく。つまり、国家戦略特区の認定作業に一点の曇りもない、ことがあつてはいけないという認識を共有しているから、ならば、柳瀬さんにもう一回、この加計学園と今治市、県を結んだのは柳瀬

首相秘書官ですかというヒアリングをもう一回していただいけませんか。

○国務大臣（梶山弘志君） このやり取りの中で委員長から指示をいただいた上でさせていただけます。

○蓮舫君 連合審査ではあるんですけども、是非、連合審査で文科、内閣両委員長から梶山大臣に対して、柳瀬首相秘書官、当時、並びに藤原当時の国家戦略担当次長への調査をしていただきたいとお願ひできますか。

○委員長（柘植芳文君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○蓮舫君 この愛媛文書ではもう一人の人物が明らかにになりました。四月二日、藤原次長と同席をしていた内閣府の国家戦略特区担当の職員です。

是非、その方にもヒアリングをしていただいて、その方の手持ちメモ、あるいは当時の職員全員のメールあるいは手持ちメモ、公的文書全てをもう一度調査していただいけませんでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） 先ほどと同じように、委員長にお話をされて、その上での御下命であれば、しっかりとやらせていただきます。

○蓮舫君 大臣、なぜ大臣の判断で調査をすると言っていただけじゃないでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） この中でやり取りをさせていただいておりますけれども、以前、一回

調べたこともあります。今回、これで調べたこと  
もありません。更にまた新たな形でどの範囲でと、  
そういうことも含めて、もう一度お話をいただけ  
れば、調査をさせていただきまますということであ  
ります。

○蓮舫君 国家戦略担当大臣自らが、今回の愛媛  
文書が出て、事実と違うところもある、柳瀬さん、  
藤原さんに聞いて相違がある。先ほどおっしゃら  
れたのは、認識が違うと。その認識が違うのをや  
っぱり整合性を合わせないといけないと思ってい  
るんですね。それを合わせるための調査を、わざ  
わざ委員長から指示がなければ動けないという認  
識、その程度かというのはちよつとショックなん  
ですが、委員長、引き続きこれもお願いしてよろ  
しいですか。(発言する者あり) あつ、じゃもう  
一回大臣から。じゃ、大臣から。

○国務大臣(梶山弘志君) この場のやり取りで  
の調査の依頼でありますから、委員長から言っ  
ただけければ、しっかりとやらせていただきます。  
○蓮舫君 では、連合なので両委員長に、この調  
査の依頼を梶山大臣に迅速に下していただけるよ  
うにお願いします。

○委員長(柘植芳文君) ただいまの件につきま  
しては、後刻理事会で協議をいたします。  
○蓮舫君 今回予定されている法律案についての  
質疑に入ります。

私、相当心配をしています。今回の法案も、こ  
の国家戦略特区と類似した制度設計になっていま  
す。地方創生の新たな交付金をつくる、総理の定  
める基本指針に基づき、基本計画に基づいて、自  
治体等が計画を策定し、認定を申請。認定、決定  
権者は安倍総理大臣です。この途中経過、選定過  
程が公正中立であることが求められますが、大丈  
夫ですか。

○国務大臣(梶山弘志君) 内閣府において権限  
を行使する場合には、実質的な決定権者が誰であ  
るかにかかわらず、法律には内閣総理大臣の権限  
を行使するという定めを置くことになっておりま  
して、この法案につきましては、ワンストップ窓  
口の、ワンストップというか、この窓口の実質的  
な対応を内閣総理大臣自らが行うことは予定をさ  
れておりません。

○蓮舫君 じゃ、もつと分かりやすく。どうやっ  
てその公正中立性が担保されるんですか、認定が  
されるまで。

○国務大臣(梶山弘志君) 外部の有識者による  
委員会を構成をして、そしてその上で選定をして  
まいるということであります。

○蓮舫君 さて、今回の法案なんですけれども、  
前提となったデータとして、二〇一六年度、全国  
の大学生の二八%が東京二十三区に集中をしてい  
ると。この法案では、東京二十三区の大学の定員

増を十年間の時限措置で抑制すると。では、十  
年でどれぐらいの学生が抑制されるんでしょうか。  
○国務大臣(梶山弘志君) この定員抑制措置に  
つきましては、東京二十三区の学生数を何人減少  
させるといふものではなく、あくまで現状以上に  
収容定員を増加させないようにするものでありま  
す。本措置を導入しなかった場合にどの程度の学  
生が増加したかという仮定の話については、正確  
なところはお答えできないと思っております。

留学生や社会人の受入れ等は抑制の例外として  
おりまして、各大学の設置者等の判断によってこ  
れらの例外事項により収容人員を増加させること  
が可能であることから、抑制させる学生数の見込  
みについては正確には申し上げることは困難であ  
ると思っております。

○蓮舫君 いや、大臣、この法律は、二十三区  
の大学に全国の大学生が集中しているから、だか  
ら、交付金を使って地方の大学、あるいは地方で  
若者の雇用をつくり出して、東京に来る学生を地  
方に持つていく、地方創生をするという前提の法  
律なのに、何で試算していないんですか。

○国務大臣(梶山弘志君) この十年間、過去の  
十年間についてでありますけれども、十八歳人口  
が減少する中で、東京二十三区において平成十九  
年から二十九年までに六万九千人の学部学生が増  
加をしている。仮に本定員抑制を行っていなけれ

ば、今後十年間で同様に学生が増加をし、例外措置による学生の増加がないという仮定を置けば、本定員抑制によってこの六万九千人の学生数の増に歯止めを掛ける効果があると考えております。

○蓮舫君 資料を付けさせていただきました。これ内閣府の説明ですが、東京圏への十五歳から二十九歳の若者の人口転入超過は約十一万五千。そのうちの半分、それが大学進学者が占めている。

大学進学者の人数は学校基本統計で明確に確認できるんですが、東京圏へのこの人口転入超過数、青い部分、どうやって把握しましたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 住民基本台帳であります。

〔委員長退席、内閣委員会理事藤川政人君着席〕

○蓮舫君 住民基本台帳でこの青い部分の母数をカウントした、そのとおりです。じゃ、住民票を移していなくて東京に来た若者はカウントされていきますか。

○国務大臣（梶山弘志君） カウントされております。

○蓮舫君 そうなると、この青い部分には、十五から二十九歳の若者で東京に来た、そして東京から出ていったを比較するときのカウントの数が正確ではありませんね。半分が学生だという前提の条件が崩れますね。

○国務大臣（梶山弘志君） 住民基本台帳をベースにやっておりますので、確実なところと言われると、はっきりはしておりません。

○蓮舫君 立法事実が崩れるんですよ。住民基本台帳だけで調べると、平成二十九年、梶山大臣、東京圏への転入超過は、十九歳と十八歳で二万五千三百三十人です。ところが、二十二歳と二十三歳では三万七千八百八十三人なんです。つまり、住民票を移した東京圏の転入超過は、大学進学年次より大学卒業年次、つまり就職した若者の方が東京に来ているというカウントになるんです。つまり、住民基本台帳で見ると、東京圏への転入超過の若者は、大学進学ではなく就職のために来る人が多い。東京への転入は、二十代前半が十代後半の四倍にもなるんですよ。

そうすると、今回の法律で、半分が大学進学だから、だから二十三区の若者の定員増を十年抑制するというのは、それは私は根拠が崩れると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） 二〇一七年における東京圏への転入超過数、今委員とのやり取りであったように、十二万人の状況を年齢階級別に見ますと、多い順に、二十歳から二十四歳が七万一千人、十五歳から十九歳が二万七千人、二十五歳から二十九歳が約二万人と、若者が中心となっております。一方、六十歳から六十四歳では約三千人、

六十五歳から六十九歳では約二千人の転出超過となっております。ライフステージにより人口移動の状況が異なっているということに加えて、住民票の異動を伴わない学生の皆さんも、就職のときにそれが、東京にいた者が住民票の異動を伴うということもございます。

○蓮舫君 それは経過措置の後の話であって、やってくるときの年齢とやってくる時の理由をちゃんと分析しないと法案の前提が崩れるという指摘をしているんです。

つまり、大学進学者は、学校基本統計ですから、これ正確です。でも、住民台帳には住民票を移していない学生がカウントしていないから、開きがどこを見るかによって出る。だから、働きに来て住民票を移していない東京圏に来た人を正確にカウントをして、若者が何の理由で東京に出てきているのかを正しく冷静に分析しなければ、大学生の定員抑制だけでは私は効果は出ないと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） もちろん、大学生の定員抑制だけで効果が出るとは思っておりません。地方大学の振興をやっていく、その中で十年間の時限措置としてこういう措置もとらせていただくということでもあります。

○蓮舫君 だから、最初に聞いたんです。地方大学を振興させてそこに若者が行くようにする、大

学に東京に行く予定だったのがこちらに行くようにする、そのデータはありますかと聞いたら、ないと答えたじゃないですか。

○国務大臣（梶山弘志君） そのデータはございません。

○蓮舫君 大臣、立法事実がないものを堂々と答えないでくださいよ。

いいですか、二〇二〇年の基本目標で地方創生、具体的に、地方から東京圏への転入を六万人減らして、そして東京から地方への転出を四万人増やすとある。これ、あと二年で実現可能なんですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 当初のKPIの数値でありますので、全力で努力いたしてまいります。○蓮舫君 少子化、高齢化のみならず、人口減少の時代に入った日本で、私、地方創生は当然やらなければいけないと思う。ただ、手法がおかしいのではないか、こんな二十三区の大学の自治、あるいは建学の精神、学生の学びたい権利を抑制するようなやり方ではないかと思っております。二〇二〇年に何で東京オリンピック誘致したんですか。○国務大臣（梶山弘志君） 東京オリンピックの意義ということになるんだと思うんですけども、前のオリンピックから五十数年たっている、そして、新たにまた今の時代、東京においてオリンピックを行うことによって、雇用であるとか、また

経済の助力になっていくということも含めて、地方においてもそういったものは当然、東京が一番大きいわけですけども、地方においても、観光客の対応とか来た方々が日本の地域を見ていただくということも含めてプラスになるものだと思います。

〔委員長代理藤川政人君退席、委員長着席〕

○蓮舫君 今の大臣の答弁が、東京都の試算で実は正しくないということが明らかになっています。二枚目の資料を付けました。

東京都が都内でのオリンピック効果試算しました。経済波及効果は、生産誘発額では全国で何と三十二兆あるんですが、そのうち東京都は七割を占める二十兆なんです。付加価値誘発額は全国で約十六兆、うち東京都が六割強の約十一兆。つまり、ほとんどが東京独り勝ちで、東京への影響額がとても大きいんですが、これが地方創生に進める影響がないと言い切れますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 投資等も含めて東京が一番大きいとは思っておりますけれども、このことによって日本を理解していただく、日本への観光への誘致、インバウンドを増やしていくということも含めて地方創生に資するものだと思います。

○蓮舫君 地方創生に資するために、今回は東京

二十三区の若者の大学定員増を抑えて地方に若者の雇用をつくらうと言いますが、東京都の試算では雇用誘発数も出ています。東京オリンピックは全国で約百九十四万人の雇用を生みますが、その六、七割の百三十万人は東京で生まれるんですよ。雇用者所得誘発額も全国で八・七兆ありますが、うち六・一兆は東京都です。つまり、雇用も所得も経済波及効果もほぼ東京に一極集中。どんなに地方創生で百億の僅かな予算で頑張ると言っても、全て東京オリンピックの効果で、相殺どころか、やはり東京に人、物、金が集まることになるんじゃないですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 東京オリンピックに關しましては、各競技の開催地も含めて東京に集中していると承知をしておりますけれども、東京オリンピックということで海外から来られる方もある、そういった方のインバウンドの数を活用しながら、地方の産業の育成というものも必要であると、その中で地方創生に資するものであると考えております。

○蓮舫君 今大臣がおっしゃった産業の育成も、これも実は東京に集中されるレガシー効果で出ているんです。施設設備や大会運営費など需要増加額の直接的効果は二兆円に対して、レガシー効果、これがオリンピック以降に続いていく基盤になるんですが、その需要増加額は約十二兆あるんです。

六倍です。観光需要の拡大、国際ビジネス拠点の形成、中小企業の振興、ITSやロボット産業の拡大、これがほぼ東京に見込まれるというのが東京オリンピックの終わった後のレガシー効果なんですよ。

どんなに地方で若者の雇用をつくる、どんなに地方で若者に大学に行ってもらおう、どんなに地方で若者に定住をしてもらおうと言っても、東京オリンピックという大きな大きな経済、レガシー効果あるいはその後の産業基盤が設備される効果の中ではのみ込まれてしまうんじゃないですか。

二〇二〇年のその目標、私は物すごく危惧をする。そんなもののために、二十三区の学生、入りたいという学生たちの十年の希望を抑制するという考え方は私はやめた方がいいと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） 地方創生、そもそもやっぱりに人口に着目をしながら始まった制度であります。その中で、地方の人口減少を歯止めを掛けるには、やはり産業の育成、そして若者の雇をどうするかということでありまして、東京のような大きな雇用にはつながらないまでも、このオリンピックを通じて、観光業であるとかそういうところの人材育成や、またキャンプ地などで地域の活性化というものにもある程度つながるものだと思います。

○蓮舫君 時間が来ました。

まずは、愛媛文書に対する調査、是非迅速に委員会に提出していただきたいということを最後に委員長に再度御要望申し上げて、質問を終わります。

○委員長（柘植芳文君） 後刻理事会で協議いたします。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

私も、まず、昨日愛媛県が本院予算委員会に提出してくださった新たな文書、このことについてお聞きいたします。

その中の一つ、平成二十七年、二〇一五年三月三日、愛媛県と加計学園の打合せを報告する文書、この中に、読み上げますね。加計学園からの報告等は、次のとおり。二月二十五日に理事長が首相と面談（十五分程度）。理事長から、獣医師養成系大学空白地帯の四国の今治市に設置予定の獣医学部では、国際水準の獣医学部教育を目指すことなどを説明。首相からはそういう新しい獣医大学の考えはいいねとのコメントありと。

また、二〇一五年四月二日の官邸訪問の出張報告書には、官邸を訪ねる前に、県、市、加計学園が打合せをやった、そのことも書かれていて、その中で渡邊事務局長、これは加計学園の事務局長のことですね、その主な発言として、柳瀬秘書官に対しては、内閣府藤原次長を紹介いただいたこ

とに対してお礼を述べたいと記されているわけです。

この文書の中には当時官房副長官だった加藤勝信現厚労大臣の名前も出てきまして、加計理事長との面会、この記録が出てくる、あつ、加計学園との面会の。今朝、報道によりますと、加藤大臣は加計学園と会ったことあるというふうにお認めにもなっていますので、本当に信憑性の高い文書だと私は受け止めています。

梶山大臣、これだけの資料が愛媛県から示されてもなお、加計学園の獣医学部新設の経緯に総理も官邸も関わっていないと、こう言うことができるんじゃないか。柳瀬氏や藤原氏からの間接話法で梶山大臣がうその答弁をさせられている可能性が高いんですよ。これ、何とも思わないのか、御答弁ください。

○国務大臣（梶山弘志君） まず、今委員から御指摘がありました加藤大臣は、以前に会ったことがあると。ただ、事務局長という、加計さんの事務局長が、岡山県ということ地元事務所に会いに来たということも言っているかと思えます。そのほかにつきましては、総理は、今朝の記者会見のとおりでありまして、お会いしていないということでもあります。そして、藤原さん、また柳瀬さんにつきましても先ほど述べたとおりであります。